

信認金の見直しに伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

平成17年3月30日
株式会社名古屋証券取引所

・改正趣旨

取引参加者の事務負担の軽減化を図るなどの観点から、取引参加者が当取引所に預託する信認金の額を見直すことに伴い、「取引参加者規程」等について、所要の改正を行う。

・改正概要

(備考)

- | | |
|--|----------------------------|
| (1) 取引参加者が当取引所に預託する信認金の額を、営業所の数にかかわらず、一律に150万円とする。 | ・取引参加者規程第13条 |
| (2) 取引参加者が、本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更をする場合について、事前の届出事項から事後の報告事項に変更する。 | ・取引参加者規程第21条、取引参加者施行規則第14条 |

・施行日

平成17年4月1日から施行する。

以 上